

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月9日	I-2-システム7-②	3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。	3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。	事後	文言整理であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
令和8年4月9日	I-2-6-②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)省略 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)省略	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 省略 (情報照会の根拠) 省略	事後	文言整理であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
令和8年4月9日	(別添1)事務の内容		概要図の変更	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。

令和8年4月9日	(別添1)事務の内容	2. 住民基本台帳の照会 2-①. 4情報の組合せや個人番号をキーとして、既存住基システム端末より対象者の住民基本台帳を検索する。	2. 住民基本台帳の照会 2-①. 5情報の組合せや個人番号をキーとして、既存住基システム端末より対象者の住民基本台帳を検索する。	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。
----------	------------	--	--	----	---

<p>令和8年4月9日</p>	<p>(別添1)事務の内容</p>	<p>3. 本人確認情報検索に関する事務 3-①. 住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。</p>	<p>3. 本人確認情報検索に関する事務 3-①. 住民票コード、個人番号または5情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。</p>
<p>令和8年4月9日</p>	<p>Ⅱ-(1)-2-④</p>	<p>・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)</p>	<p>・連絡先等情報 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)</p>	<p>事後</p>	<p>法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。</p>

<p>令和8年4月9日</p>	<p>Ⅱ－(1)－6－①</p>	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>2 特定個人情報は、中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 <p>2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。</p>
-----------------	------------------	---	---	-----------	---

令和8年4月9日	Ⅱ－(1)－6－①	(新設)	<p><u>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</u> <u>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</u> <u>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</u> <u>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</u> <u>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</u></p>	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
----------	-----------	------	--	----	-------------------------------

<p>令和8年4月9日</p>	<p>Ⅱ－(1)－6－③</p>	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者において、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <u>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</u> <u>2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</u> <u>3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</u></p>	<p>事後</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。</p>
-----------------	------------------	---	--	-----------	---

令和8年4月9日	Ⅱ－(1)－6－③	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者において、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p>	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年4月9日	Ⅱ－(2)－2－④	・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 5情報(氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> 、性別、生年月日、住所)	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
令和8年4月9日	Ⅱ－(3)－2－④	・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 5情報(氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> 、性別、生年月日、住所)	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－2－リスク1(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－2－リスク2(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－2－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－2－リスク4(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－3－リスク1(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－3－リスク2(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－3－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－3－リスク4(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－4(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－5－リスク1(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－5－リスク2(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－5－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－6－リスク6(リスクに対する措置の内容)	<p>“<札幌市における措置>省略</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置>省略</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。”</p>	<p>“<札幌市における措置>省略</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置>省略</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。”</p>	事前	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－②	特に力を入れて整備している	<u>十分に整備している</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－③	特に力を入れて整備している	<u>十分に整備している</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－④	特に力を入れて周知している	<u>十分に周知している</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－⑤	特に力を入れて行っている	<u>十分にしている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－⑤ (具体的な対策の内容)	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p><標準準拠システム連携基盤における措置> 省略</p>	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは、<u>政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</u> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p><標準準拠システム連携基盤における措置> 省略</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－⑤ (具体的な対策の内容)	(新設)	<p><ガバメントクラウドにおける措置> <u>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</u> <u>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</u></p>	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－⑥	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

<p>令和8年4月9日</p>	<p>Ⅲ-(1)-7-リスク1-⑥ (具体的な対策の内容)</p>	<p>省略</p>	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><標準準拠システム連携基盤における措置> 省略</p>	<p>事後</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。</p>
-----------------	---------------------------------------	-----------	--	-----------	---

令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－⑥ (具体的な対策の内容)	(新設)	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－⑦	特に力を入れて行っている	十分にしている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク1－⑧	特に力を入れている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク3(手順の内容)	省略	省略 <u><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</u>	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年4月9日	Ⅲ－(1)－7－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(2)－2－リスク1(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(2)－2－リスク2(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(2)－2－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-2-リスク4(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-3-リスク1(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-3-リスク2(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-3-リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-3-リスク4(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-4(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-5-リスク1(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-5-リスク2(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-5-リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-②	特に力を入れて整備している	<u>十分に整備している</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-③	特に力を入れて整備している	<u>十分に整備している</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-④	特に力を入れて周知している	<u>十分に周知している</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-⑤	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-⑥	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-⑦	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-⑧	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	Ⅲ－(2)－7－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－2－リスク1(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－2－リスク2(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－2－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－2－リスク4(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－3－リスク1(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－3－リスク2(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－3－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－3－リスク4(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－4(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－5－リスク1(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－5－リスク2(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－5－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－7－リスク1－②	特に力を入れて整備している	<u>十分に整備している</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－7－リスク1－③	特に力を入れて整備している	<u>十分に整備している</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－7－リスク1－④	特に力を入れて周知している	<u>十分に周知している</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－7－リスク1－⑤	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－7－リスク1－⑥	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－7－リスク1－⑦	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－7－リスク1－⑧	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ－(3)－7－リスク3(リスクへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅳ－1－①	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅳ－1－②	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

令和8年4月9日	IV-1-②(具体的な内容)	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 省略</p>	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 2 <u>政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</u></p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 省略</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	IV-2	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	IV-3	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【全事務共通】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 省略</p>	<p><札幌市における措置> 省略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【全事務共通】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、<u>政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</u></p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 省略</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。